

パブリックコメントの実施結果について

案件名 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
 実施期間 平成28年5月2日（月）から平成28年5月31日（火）
 担当課 教育部幼児教育課
 意見提出数 1団体 3件

No.	頁	意見内容	市の考え方
1	一	<p>保育所は「保育を必要とする児童を預かる」だけの施設ではなく、登園してから降園するまでを安心・安全に過ごすことは勿論のこと、個々の発達を踏まえて養護と教育を行う場です。「託児」と「保育」は違います。子どもの心身の欲求を満たしてあげるだけでなく、豊かな人間性をもった子どもに育つよう手助けするという大きな役割を担っています。また、基本的生活習慣の自立やあそびを通しての学びを援助していくためには、保育者と子ども、また保護者との信頼関係を築くことも重要なことです。<u>朝夕だけの時間しか関わることのない保育者を配置することに疑問を感じます。</u></p>	<p>日中のコアタイムに保育士を集中的に配置することを可能とさせるための特例ではありますが、設置認可の段階で、①保育士資格を取得することを促す ②保育士の補助業務を少なくとも1年以上経験済みであること ③子育て支援員研修を修了していること等を条件としていくことを検討していきます。</p>
2	—	<p>保育士資格は、子どもの発達を支援するための専門知識や命を預かることの責任を負うための知識を勉強して得られる国家資格です。<u>教員免許を所有していたとしても、乳幼児に関する知識や経験が無い場合、子どもの発達を保障できないばかりでなく、乳幼児に即した危険予知が遅れ、大きな事故に繋がることも考えられます。安易に保育士と同等とみなすことは難しいと思われま</u>す。</p>	<p>教員免許（幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭）を持っている者も、保育士とみなす特例により、人員配置の選択肢を増やすことが可能となりますが、設置認可の段階で、子育て支援員研修を修了していること等を条件としていくことを検討していきます。</p>

3	—	<p>ほんの数時間であっても、短時間の研修のみで資格を得られる<u>子育て支援員の方と保育することは、保育士資格を有する保育者の負担が大きくなり、子ども達が安心・安全に過ごす保障ができないのではないかと危惧の念を抱きます。また、「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」という曖昧な表現にも不安を感じます。</u></p>	<p>子育て支援員研修を修了した者に対しても、保育士資格の取得を促していくこととします。</p> <p>また「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、①保育士資格を取得することを促す ②保育士の補助業務を少なくとも1年以上経験済みであること ③子育て支援員研修を修了していること等を条件としていくことを検討していきます。</p>
<p>その他意見・要望</p>			